

4. 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(取引基準の設定及び管理)</p> <p>第15条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、業務取扱規則第19条による基準(以下、「自社基準」という。)を具体的に定めなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 会員の <u>内部管理担当役員</u> は、前項における顧客との取引の管理態勢が適正に整備されていることを点検しなければならない。</p> <p>(取引の執行)</p> <p>第16条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、特別の事由なく、顧客との取引を停止又は遅延させてはならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会員の <u>内部管理担当役員</u> は、第3項の検証が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(価格等の点検)</p> <p>第17条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、約定した取引価格が、第6条第1項に基づき適正なものとなっていることを点検しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会員の <u>内部管理担当役員</u> は、第1項及び第2項の点検が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取引結果の公表)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(取引基準の設定及び管理)</p> <p>第15条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、業務取扱規則第19条による基準(以下、「自社基準」という。)を具体的に定めなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 会員の <u>内部管理担当役員等</u> は、前項における顧客との取引の管理態勢が適正に整備されていることを点検しなければならない。</p> <p>(取引の執行)</p> <p>第16条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、特別の事由なく、顧客との取引を停止又は遅延させてはならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会員の <u>内部管理担当役員等</u> は、第3項の検証が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(価格等の点検)</p> <p>第17条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、約定した取引価格が、第6条第1項に基づき適正なものとなっていることを点検しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会員の <u>内部管理担当役員等</u> は、第1項及び第2項の点検が適切に行われる態勢を整備しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取引結果の公表)</p>

第 18 条 (略)

第 4 章 雑則

(準用)

第 19 条 業務取扱規則第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に準用する。この場合、「外国為替証拠金取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。

2 金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 7 に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第 21 号の 8 に基づく報告に関する規則第 4 条第 1 項から第 6 項 (第 3 項第 4 号、第 4 項第 4 号を除く。)、第 8 項、第 5 条及び第 6 条第 3 項の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に準用する。この場合、第 4 条第 1 項中「3 年間 (第 4 項第 4 号①に掲げる事項にあつては 3 月間)」とあるのは「3 年間」、第 8 項中「第 9 号及び前項第 3 号の日時」とあるのは「第 9 号の日時」、「1,000 分の 1 秒」とあるのは「1 秒」と読み替えるものとする。

以下略

第 18 条 (略)

第 4 章 雑則

(準用)

第 19 条 業務取扱規則第 25 条の 2 から第 25 条の 4 の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に準用する。この場合、「外国為替証拠金取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。

(新 設)

以下略